

法人設立二〇周年記念

平成二〇〇一年度、仙台市
身体障害者福祉大会

■ 開会あいさつ

(財)仙台市身体障害者福祉協会
会長 阿部 一彦

今年、財団法人になって二〇周年の総会となりました。仙台市の奥山副市長、宮城県、関係団体などから多くの方々に福祉プラザにおいて頂き、盛大に福祉大会を迎えることができました。

障害者とは、「継続的に、日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける」ことをいいます。相当の制限のため大変な苦勞があります。そんな中、歴代の会長はじめ多くの皆様の努力に深く感謝します。加入団体の方々とともに、二〇周年をふりかえり、基本目標にそって、私達障害者が生きがい・働きがいを持ち、自立した生活ができる社会に向かって、一緒に活動していきたいと考えています。

■ 来賓あいさつ

仙台市 副市長 奥山

本日は多くの皆様のご参加により、平成二〇〇一年度仙台市障害者福祉大会が行われますこと、本当におめでとうござ

います。また、あわせて協会が財団法人格をもたれて二〇年の節目にあたるということで、先程ご紹介のありました四代の会長様はじめ、歴代の役員の皆様の尽力により、協会が長い年月、立派な仕事をしてこられたことについて感謝の意を表したいと思います。

本来であれば梅原市長がこちらにお伺いして、皆様に直接喜びとご挨拶を申し上げるところでございますが、公務のため私が挨拶をさせて頂きたいと存じます。

この平成に入りましてからの皆様方を、私なりに辿ってみますと、一言でいえばノーマライゼーションという言葉が、多くの方々に広がり、深められ、そして街の中にいきっていくようになった年月ではないかと感じています。

仙台市もそのために、さまざまな街づくりを行ってまいりました。例えば、地下鉄とか公共施設のバリアフリーとか、障害者福祉センターなどを各区に建設し、皆様の活動の場を整備してきました。しかしながら、福祉というのは皆様十分ご承知のとおり、ハード面だけで解決するものではなく、私達一人一人の市民の心の中に、福祉の心が芽生え、育っていくことが、一番大事なことと思えます。そういう意味では、協会皆様十三団体の方が集まって、本人の実感のこもった声で、投げかけて頂いていることは有り難いことと思う次第でございます。

平成十九年の昨年から仙台市は、さらに新しい保健福祉計画を作成して、新たなステップを目指してさまざまな施策を充実させていこうとしています。これからの仙台市

の行政に対して忌憚のないご意見を聞かせて頂き、行政と皆様と共に手を携え、この仙台の街をバリアフリーでユニバーサルなデザインに土台を作られた皆様と私達で、楽しく生活していける街に作り上げたいと思うところでございます。皆様方のこの協会のますますのご活躍と、皆様一人一人が元気で過ごして下さいますことを祈念し、私からのお祝いの言葉と致します。

本日は、まことにありがとうございます。

■ 基調講演 「ひらがなの福祉をテーマに

団体はう「け」

もりおか障害者自立支援プラザ

所長 大信田 康統

一、プロの障害者として、生きたい。

(ア) 障害者福祉六〇年。

私は昭和十七年生まれ、学校に行っていない。当時は養護学校はなく障害のある子供は、学校に入れなかった。

基本は在宅福祉が大事ということから、申し上げたい。私は小学校も中学校も行っていない。私が学問を目指したキッカケは自殺ができなかった。小学校四年の年齢のころ死のうと思ひ、いろんなことを考えました。何故か、将来

に不安を感じていた。それは同じ年の仲間が学校に行っているのに、私は学校に行っていない。私は在宅で勉強をしていない。もう一つは、私には兄と二人の妹で、四人兄妹だった。私は小さいころは、炭俵を使って町の中を歩いていた。

私は右手は握力が五しかなく、字を書けない。左手は握力が五〇くらいあるが肩が動かない。障害が重く、両手が悪い、両足も悪いんです。炭俵を使って町を歩きました。炭俵を使って、這って移動していたんです。それを見て、母親は「そんな歩き方は、止めなさい」とは言いませんでした。今でも母親に感謝しています。しかし、私のそんな歩く姿を見て、兄弟たちはどう思っていたか。こんな兄弟ならいい方がいいと思っっているのではないかと考えたこともありました。子供のころに自殺を考えました。家が旅館なので首つり自殺を考えましたが、できませんでした。次に猫いらずを食べて死のうと考え、五、六粒食べましたが、気持ち悪く吐くだけで、それ以上は食べられなくて止めました。次にトイレ（くみ取り式）に入ることを考えたが、これも出来ませんでした。

人は生きるか、死ぬしかないと考え、じゃ生きようと思ひ、弁護士になろうと考え、親に法律の本を買ってもらひ勉強したが、弁護士は無理とわかりました。しかし、今講演などで、人生、目標を持って歩くことは大事なことで、また誰にも負けないことを、一つ持ちなさいとお話をしていきます。学校ではいろんな科目があり、良い成績をとりなさい

と言われます。私は勉強でも、スポーツでも、人の前で話すことでも、何か一つ得意なものを持ちなさいと言っている。私は障害をしながら、人に負けないものを持つことは大事と思っている。

(イ) 家族の絆、プロの障害者として生きよう、

妹が小学校に入ったときに「大きくなってお嫁にいくとき、兄が障害者だということで結婚できなかつたら、どうする。」聞きました。私は妹に「兄さん、早く死んで」というかと思っていた。しかし、妹は「そう言う人には嫁に行かない。兄が足が悪くても良いという人に嫁に行く」と答えました。私はこれを聞いて、これは真面目に生きなければいけないと真剣に考えました。その日から私はプロの障害者として生きようと思いました。

私は友達と、着物を着て、山や野原に遊びにいらしてました。それは、細く変形した足を見られなくなかったから。しかし妹の言葉を聞いてから、私も真摯に生きようと考え、翌日から学生服を着た生活にした。学生服を着ると、足の不自由さをさらけ出すことになるが、曲がっている足は曲がっていると見られても良いと考えた。

(ウ) 福祉の原点は、家庭。

日本の福祉は昭和二四年にスタートして、今年六〇才を

迎えます。この六〇年の福祉の中で考えると、一時は箱型の福祉となり、今は障害者自立支援法になって、創造な地域型福祉になった。これからは創造型福祉で、どう作っていくか。障害者が発言をし、責任をもって生きていかなければならない。それには連携とか認め合うことが大切で、福祉の原点は家庭にあると思う。

二、立ち上がって見えてきたもの。

(ア) 九回の手術で立つことができた。

私は昭和四〇年から四五五年に、東京のリハビリセンターで手術をしました。障害を持っていると、さまざまな変形をする。私の手術は、二次的障害は頭があって、足があって、股関節が九〇度に曲がってのびない。膝ものびない。感覚はある。補装具で曲がらないようにし、松葉杖を使う人は力がなくても歩ける。私は五年間に九回の手術をしました。そして二七才で、初めて立つことができました。

(イ) 立つと、視野が変わった。

今まで、立てない時は九〇センチだったものが、立てたことにより、一五〇センチくらいに高くなり、視野が大きくなり変わりました。景色など多くのものが見え、視野が広くなり感動しました。流しの排水口に流れる水の流れも綺麗

に見えました。目の高さで、こんなに変わるものかと思いましたが。立って歩いたのは、二七才のところですよ。このとき私は子供と会話するときは、その人の目の高さでしようと思っていました。この感動は、大きな財産でした。

いま全国をみても、障害者差別禁止条例は千葉県にしかありません。岩手県には昨年末に、請願書を出しました。そのきっかけは、タクシートの運転手から浴びせられた言葉でした。

三、タクシー運転手、

伊勢丹デパートで出会った親子の会話

(ア) 福祉を変えたいと思った出来事。

私は川原を歩いても、国立身障センターでも、それほど辛い思いをしたことがなかった。当時東京の伊勢丹には車椅子用のトイレがあった。これは今思うと大したことと思いません。私はそのトイレから出てきたとき、妙齢のご婦人と小学校に入ったばかりの子供がいました。私を見て子供が「お母さん、ここに」と聞いた。母親は「ここは、こういう人達が使うのよ。近づいてはダメ」と手を引いて去って行きました。これは、非常に屈辱でした。なんで車椅子用のトイレで、こういう人達が使うバイ菌みたいな話をするのか。

二つ目が、昭和四四年ころ、後楽園球場に野球を見に行くためタクシーを止めました。タクシーがドアを開けたの

で、私はお願いしなすと言うと、運転手は「これは人が乗るとこなんだよ」と言って、ドアを閉めて走り去って行きました。この野郎と思ひ、そうか俺は人間でないんだなと思ひました。私は近くの交番に行つて事情を話し、タクシーを頼みました。お巡りさんに止められた運転手は、すごく親切で、後楽園で巨人・阪神戦を見ることができました。

(イ) 障害者差別禁止条例の運動。

この体験から、日本の福祉を変えなければいけないと思ひました。その後何十年か経つた昨年、障害者差別を無くしたいと、弁護士・医師・知的障害者・視覚障害者の四人で、障害者差別禁止条例を話し合いました。

四、障害者差別禁止条例制定の活動。

岩手県では平成十九年に、花巻のクリーニングで障害者への虐待や賃金不払いなどの違法行為があり、過去には一戸市や奥州市で、障害者の年金着服事件がありました。そこで、岩手県議会に対して、障害者差別禁止条例の制定を求め、請願書を提出しました。この請願は、平成二〇年の七月の本会議で採択されました。今後、県議会で法案をつくるのか、県が法案をつくるのか、話し合いが行われるものと思ひています。

五、障害者生活圏の拡大運動から学ぶ。

この運動は昭和四八年に、仙台市で始まった運動です。これは障害を持っている人が、自分たちで生活圏域を広げようとする活動でした。その時に夜遅くまで視覚障害者と意見調整をして、まとめたものです。車椅子に乗っている者は、歩道も車道もないようスロープにして欲しいと言いました。視覚障害者からは、そんなことをしたら我々はどこが車道で、どこが歩道かわからない。危険で歩けないと反論してきました。

私たちが良いと思うことが、視覚障害者には大変危険なことに気づきました。当時歩道と車道には十五〜二十センチの段差があり、車椅子には段差がなくスロープがいい。視覚障害者は歩道と車道がわかるよう、段差があった方がいいと言うものでした。そこで障害者が話し合い、二センチの段差にすることになりました。これなら、車椅子でも何とか通れるし、視覚障害者も歩道と車道の区別がわかるというものでした。今では、二センチが国際標準になっていく。障害者同志が話し合い、お互いを認めあうことが、障害者間の理解を深め非常に大事だったと思います。障害者の権利運動、拡大運動、障害者の社会参加の原点は、仙台市と書いています。

六、障害者の就労。

障害者の社会参加ということで、障害者の就労について

昭和四六年から活動を始めました。在宅の障害者もつた子供たちのお母さんに、日曜日をプレゼントしようと考えたのです。当時は施設も充実していない。在宅の障害児のあるお母さん達は、二四時間子供のために生きている。買い物さえゆっくり出来ない。何とか日曜日を休んで頂きたいと考え、「愛の日曜学校」を始めました。

障害者のある子供を、私達とボランティアが預かり、月五百円頂き、私達が子供と一緒に食事を作り、一緒に食べました。それが福祉バンクに繋がっていきました。盛岡の市長から、空いてる建物で福祉活動をしませんかと話があり、昭和五〇年に福祉とリサイクルとして活動を始め、服や家具などを無償で提供してもらい、補修して販売しました。

福祉バンクにきて働いたら、一日五百円支払う。働こうという気持ちのある方に支払うという考え方です。いろいろ難しい問題はありましたが、二年後に盛岡福祉バンクを財団法人にすることができました。

重度の障害者もつた井上君から、働くことの素晴らしさを教えてもらいました。彼は言葉もない、電動車椅子でも歩けない障害者でした。私が迎えに行くと、お母さんが彼を車に乗せます。彼は日曜には朝の二時に起きて、俺が福祉バンクに行かないといけないと興奮していたそうです。

給料日に、これを何に使うかと聞くと、自分で働いたお金で乾電池を買って、ラジオを聞くというんです。重い障害者でも、他人のために役立つことが大事ということをし、

彼から教えてもらいました。ボランティアとは、出来る人が、出来る時間に、出来ることをやることなんです。そうしないと不満がでたり、トラブルがおき、長続きしないんです。

七、障害をもった方の生き方。地域活動に参加しよう。

障害者自立支援法の基本は、一人でも多くの人が社会で生きるということです。障害を持っていない人に障害者を理解して頂くことですが、その前に障害者間の理解・連携が大事です。しかし、これがなかなか進んでいない。

福祉団体、障害者団体の連携が大事です。みんな一緒になって活動することを考えましょうと強く思います。第一回の障害者スポーツ大会が宮城から始まりました。三障害団体が一緒になって大会を開いてほしいと思っています。

障害者は地域に帰って積極的に活動してほしいと思います。町内会など地域に入って活動すれば、地域が変わり人も変わります。「障害は、その人の一部でしかない」

八、ひらがなの福祉とは。

福祉とは何か。分かりやすいことが基本です。例えば六五才を過ぎた人が、車椅子を貰いたいと行政に行くと行政は、貴方は二年前に給付済ですと言われる。しかし

障害者への給付でいくと断られるが、それは外で使っています。今後は家の中でも使いたいと言うと、介護保険で貸与してもらえます。行政はそのような親切な対応をしてくれない。私達は声を大にして、生活を豊かにしていきたい。そういうことが沢山あります。

ピアカンセラーを是非推進してほしい。ピアとは仲間、カンセラーとは相談と言うことです。障害を持っている人が、障害をもっている人に相談するということです。岩手県には九カ所あって、五人が配置されています。

障害を持っている人に、新しいステージを企画する仕事をしている。具体的には、支援計画を作っています。例えば、施設から出たいと相談があれば、行政や民生委員などと話し合っ、支援計画を作る。障害者の立場で考えていく。場合によっては、行政や一般の方では言えないことも障害者仲間として言えることがあります。ピアカンセラーは資格が必要ですが、この制度は大事な制度です。

岩手県の青年が会社に就職するときに、保証人が必要であったが、家族の中には引き受ける者がなく困っていた。結局私が保証人を引き受け、彼も真面目な生活に戻り、立派に更生しました。私も大変嬉しいです。

交通事故などによって、頭の機能障害となった人がいます。高次脳機能障害者といわれ、現代の医療では治せない。多くの方は障害者年金もなく、大変に困っています。どうかこの障害を理解してやって頂きたい。(事務局、大友)

誰もが暮らしやすいまちづくり

仙台ミーティング20008 「基調講演」

「障害者差別をなくすための条例」

これからの成熟社会に

何が必要か

毎日新聞夕刊 野沢 弘編集長

多くの場で差別があったがこれは万国共通でもあった。しかしアメリカではADAが1990年に成立し、他の先進諸国でも障害者の権利を守るための法整備が次々に行われていった。韓国・フランス・日本が残っていたが、フランスや韓国でも法律がつくられ、日本だけが残っていた。

日本でも弁護士連合会が、障害者差別禁止法案をつくり発表した。政府は動きませんでした。それでは身近な地方自治体が福祉の主体になると、宮城県や鳥取県などが条例をつくろうと取り組み、鳥取県では県議会で議決されたが、県内外からの批判があつて実施されなかった。宮城県では県内で検討を始めたが、障害者団体から私達は何も聞いていない。県庁だけでつくるとの意見が出た。また、県知事も代わり実現せずにそのままである。

千葉県では2001年に堂本知事が初当選してから、福祉をよくしたいと考えたが、庁内は動かなかった。そこで県庁の福祉部門が、政策づくりの段階から民間人を参加させようと考え、二九人を障害者別に選び、私が座長になつ

た。平日の夜に研究会を開き、県庁の職員が帰る人並みに逆らい、盲導犬をつれた人や車いすの人が集まってきた。そのような中で障害者の計画がつけられた。会議では、最初は民間の委員から質問が非常に多く、それぞれの障害者の主張が強く出された。それでどんな差別があるか実例を800例集め、その検証から始めた。その結果入学に関する問題が多かった。例えば障害をもった子供が入学するとき、母親は普通学級を希望するが、特別教室に行きなさいと言われたり、普通学級に行くなら付き添いをつけるよう求めら、毎日学校の付き添いが大変だ。また普通の子供たちからは、授業が遅れたり悪い影響が出ないかと言われる。障害者が授業中にクレヨンを床に落としたので、隣の子供が拾ってあげようとしたら、先生が拾うことはない。付き添いを呼んできなさいといったこともあった。この他にも医療や労働でもいろんな問題が提起されました。精神科の医師は理解してくれるが、他の医師は、医師の指導どおり子供が動かないと、診療を受けるよう教育を求めた。このような場面は沢山あった。

日常生活の中でも、冷蔵庫を買おとしたら、業者から保証期間は三年であるが、お宅は障害者がいるので保証はできない。マンションに入ろうとしたら、管理組合から障害者の子供がいるので、登録し・管理料を払うように言われた。このような例がたくさん出された。また電車で障害者が立っていると、周りから白い目で見られる。これは子供に精神的なダメージが残るのでやめて頂きたいが難しい。

人の心の中を変えることは、大切なことだという意見であったが、なかなかできないことであった。

知的障害の子供がプールに入りたいと言ったら、だめだと言われたと相談があった。調べるとそのスイミングクラブの名誉理事に大江健三郎の名前が書いてあった。大江さんの書籍をみると、障害をもった息子さんと一緒に泳いでいる。それをプールで障害のある子は禁止、というのはおかしいではないかと訴える。また、聴覚障害者もスイミングクラブに入れないと言われた。泳いでいて気を失ったときに、声をかけても伝わらないので安全を保証できないからだと言う。また、道を歩いていたら急に胸ぐらを抑えられたことがある。キャッチの人が声をかけたが、黙って通りすぎたため生意気だと因縁をつけられたのである。聴覚障害者は聞こえないので、そのまま歩いただけなのに怖い体験をした。また、エレベーターに乗ったらブーと鳴ったが、本人は聞こえないのでそのまま乗っていたら、ブザーが鳴っているのがわからないかと怒鳴られた。

白い杖をついている人や、車いすの人を見ると障害者と思うが、本当にそうなんだろうか。神様が悪戯をして、目が見えない人が多くなったら、どうなることでしょうか。私が見えなければ市長に当選するでしょう。町の財政は苦しいが、一つだけ大きく予算をカットできるものがあつたら、それは障害者の福祉に使いたい。健康者から、なんてそんなことをすると言われたら、「多くの市民に関係ないと言って断る。それはいま私達が言われている事です」と

言いたい。障害者は大変だけど、私達にない感性・文化を持っていると思う。委員の中に強行に発言する障害者がいて、まとめるのに困ることもあったが、段々と意見が整理集約され、まとめることができた。県庁の職員も二〇〇三〇人が研究会を傍聴し、幅広い人達が参加し、理解してくれた。それは県の施策として決まるのにも役立っていると思う。中小企業者から、貴方たちが大変なことはわかるが、中小企業だって大変なんだといわれたことがある。その中小企業の人には障害の子供がいる方だった。研究会ではタウンミーティングも行ったが、その中で女子学生の感激と重い障害を持った母の話は、強く印象に残っている。

小学生の兄が、母の肩をたたき優しくしながら、母の耳に囁いていた。それは障害をもっている妹を、学校に連れてこないでという願いだ。母は兄の言うこともわかるが、それでは妹がふびんだ。母は兄のフットボール大会に妹を車いすでつれて行き、陰の方で見せていた。すると兄のチームメイトが皆でこっちを見ている。母は足がすくんだ。やがて兄の友達に妹が取り囲まれてしまった。しかし友達は「ここに女神が来た」と言っていたという。

条例は障害者や家族を中心にした民間の研究会が、一年かかってつくったものである。議会では反対され、一旦は撤回に追い込まれたが、障害者や家族が県議会のたびに傍聴し、議員一人一人に説得して歩いた。それまでは、誰が県会議員なのか、いつ県議会が開かれるのか、どうすれば傍聴できるのかなど、誰も知らなかった。そんな障害者の

親たちが、県内各地で開催した勉強会では、どこでも地元
の県会議員や市会議員が参加して熱心にメモをとる姿が見
られた。医師会や経済界、老人クラブ連合会などにも賛成
の波が広がり、知事や県庁職員も一丸となって動きまわっ
た。最初は反対していた自民党内にも、賛成の声が静かに
広がっていった。

二〇〇六年秋、千葉県議会で条例が可決された。「障害
のある人もない人も、共に暮らしやすい千葉県をつくる」
条例で、障害者への差別や虐待を禁止し、具体的に救済す
る手続きについて、定めた条例である。本当の意味での地
方自治を築いていくのに、何が必要なのか。千葉で起きた
小さな軌跡が、たくさんのことを教えてくれると思う。

この条例はできたが、事件が多い年が続いている。私が
最近取材したのに、中学生が電柱で首吊り自殺したことが
あった。中学生は勉強はできるが「くさい、うざい」と言
われていた。調べてみると、母に認知症が少しあったよう
だ。兄は弟を連れて、貯めていたお年玉で弟にプレゼント
を買ってあげてから、自殺したという痛ましい事件であっ
た。兄は「母の子供で良かった。僕は幸せだった」と書面
を残していた。障害のある母をみんなはどう見ていただろ
うか。

条例は障害者のものだが、この条例には罰則がない。優
しい地域をつくって、ゆとりのある社会になることを願っ
ている。力のある一部の者の社会ではいけない。障害者と
家族が地域を引っ張っていきこう。しかしこの条例によって

千葉県が大きく変わってはいない。この条例によって予算
が大きくつくとかの定めはない。この条例の趣旨をよく理
解し、一人でも多くの人々に障害者の苦しみをわかって欲
しいと願っている。

最近、障害のある子供が公園で食事中に、いじめられそ
うになった事件があった。そのときすぐに巡査がとんでき
て、条例の趣旨を説明し、いじめないように説得し救って
くれた。私たちは、この条例の趣旨が人々に理解され、障
害者が安心して暮らせることを望んでいる。

〔要約、筆記は事務局、大友〕

・ ・ ・ ・ ・
俵万智さんの「さらだ記念日」

「この味がいいねと君がいったから、七月六日はサラ
ダ記念日」このうたで爆発的な人気がでて注目された方
である。今までと違った自然な作風が好きだ。

「寒いねと話かければ、寒いねと答える人のいるあた
たかさ」。その俵さんは、凶書「さらだ記念日」の中で
料理が好きで、海が好きで、手紙が好き。人一倍ホー
ムシックのくせに、東京で一人暮らし。おちちょこちよ
いで、泣き虫で、なんでもびっくりしてしまふ。なんて
ことない毎日の中から、一首でもいい歌をつくっていき
たい。それは、一生懸命生きていきたいということだ。
生きていることが歌うことだから、歌うことが生きていることだ
から。これからも頑張っていきたいと思う。と。